

# 水道料金未納者は給水停止します



上下水道課では、使用料の多額の未納金対策として、未納金徴収方法を検討してきました。その結果、当水道事業では水道料金未納者に対して、次の条件により給水停止を行います。

## 水道料金を支払わないと…

納付期限内に水道料金のお支払いがない場合に「未納通知書」「催告書」をお送りします。この指定期限内にお支払いがない場合は、担当者が電話連絡及び戸別訪問等を行います。それでもお支払いいただけない場合は、「給水停止予告通知書」を送付し、指定期限を過ぎてもお支払いがない場合は、「給水停止通知書」により、やむを得ず給水停止を執行します。

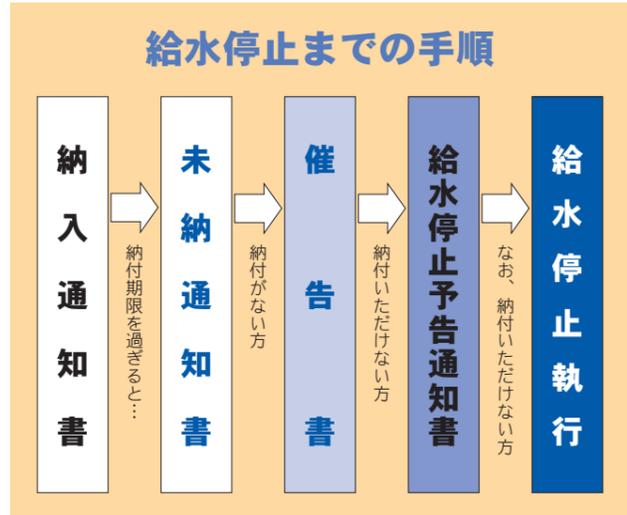
## 給水停止の根拠は…

水道事業は独立採算を原則としており、事業運営に要する費用は、水道料金でまかなっており、料金をお支払いいただけないと水道事業の運営に支障をきたす恐れがあります。

そのため再三にわたる請求にもかかわらず、料金をお支払いいただけない場合には、お客様の公平性を確保するうえでも水道料金をお支払いいただけないお客様に対しては、民法第533条・水道法第15条第3項及び下田市水道使用条例第44条第1項第1号の規定に基づき、給水停止ができることになっております。

## 給水停止を解除するには…

「経済的理由により 指定期限までにお支払いができない…」 「水道を止められたのですが、すぐに使えるようにしてほしい…」 など このような場合、原則として未納料金を全額お支払いいただかないと給水停止を解除することができません。 お支払いが困難なおお客様には、上下水道課業務係へ連絡するか、もしくは窓口へお越しいただき、今後のお支払い計画や納入方法等についてご相談ください。



市・県民税の申告が始まります。市・県民税の申告は、市・県民税の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料、保育料等を正しく計算する上で重要な資料となります。特に今回の税制改正により、平成24年度からの市・県民税の扶養控除及び寄附金税額控除の一部が改正されました。扶養控除につきましては、16歳未満の扶養控除が廃止され、16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分も廃止されます。これにより、19歳未満の方を扶養している方の市・県民税の負担が増えることがあります。

ただし、16歳未満の方について扶養控除の適用はなくなり、市・県民税においては「非課税限度額」を計算するために16歳未満の方についても扶養親族の申告が必要になります。

「16歳未満の扶養親族」の申告が漏れているとどうなる？ 「16歳未満の扶養親族」は、市・県民税の非課税限度額（市・県民税の均等割・所得割を課税するかどうか判定する基準となる所得金額のこと）の計算に使います。この記入がないと、今まで非課税だった方や均等割のみだった方の市・県民税が、来年度から増えてしまう場合がありますのでご注意ください。申告の方法は、「16歳未満扶養親族」の欄が新たに設けられましたので忘れずにご記入ください。

市では平成23年12月19日より電子申告「eLTAx（エルトックス）」の受付を開始しました。これにより、事業所の方からご提出いただいた申告書や届出書等について、郵送や窓口に出向くことなく、パソコンからインターネットを利用して手続きを行うことができますようになりました。詳しい内容につきましては、税務課までお問い合わせください。

（税務課 本間 奈巳）



# 乳がん検診を受けましょう！



乳がんは、日本人女性の20人に1人がかかるといわれていますが、早期発見・治療による効果が非常に高い病気です。自己触診を毎月行うとともに、2年に一度はぜひ検診を受けましょう。

## 平成23年度乳がん検診

対象者 ①40歳以上で偶数年齢の女性（平成24年4月1日現在） ②がん検診推進事業（乳がん検診）対象者（8月末無料クーポン券郵送済）

次のいずれかに該当する方は受診できません。

- a ペースメーカーを装着している方
  - b 授乳中又は卒乳（断乳）直後の方
  - c 妊娠中又は妊娠の可能性のある方
  - d 豊胸手術をしている方
  - e 乳房温存治療後の方
  - f V-Pシヤント（脳室腹腔短絡術）施行者
- ※背の曲がった方で支えが無ければ背を伸ばし立ってられない方は避けてください（予約してあっても当日に受診をお断りする場合があります）。

申込方法 日程表の中から希望日時をご予約ください。 ※生理1週間前の受診は避けてください。 ※受付開始後数日間は、電話がつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。

申込期間 1月16日（月）から  
受付時間 午前8時30分～午後5時（平日のみ）  
募集定員 1日32人（先着順）  
料金 1,500円

※ただし、次の方は無料です。  
a 70歳以上の方  
b 65歳以上で後期高齢者医療被保険者証のある方  
c がん検診推進事業で無料クーポンを持参した方

## 検診日程表（30分単位で予約を受け付けます）

日程	会場	日程	会場
2月7日（火）	市民スポーツセンター	2月23日（木）	市民文化会館
2月8日（水）	白浜公民館	2月24日（金）	市民文化会館
2月9日（木）	静岡県下田総合庁舎	2月27日（月）	中央公民館
2月11日（土）	下田市役所	2月28日（火）	朝日公民館
2月12日（日）		2月29日（水）	河内公会堂
2月13日（月）	稲梓基幹集落センター	3月1日（木）	市民文化会館
2月15日（水）	稲生沢公民館	3月2日（金）	市民文化会館
2月16日（木）	賀茂医師会館	3月3日（土）	中央公民館
2月17日（金）	須崎漁民会館	3月5日（月）	稲梓基幹集落センター
2月18日（土）	中央公民館	3月6日（火）	田牛区集会所
2月19日（日）	下田市役所	3月8日（木）	道の駅開国下田みなと
2月21日（火）	道の駅開国下田みなと	3月9日（金）	道の駅開国下田みなと
2月22日（水）			

受付時間 (午前の部) 午前9時～11時 (午後の部) 午後1時～2時 ※3月5日（月）のみ午前9時～午前10時30分 午後1時～午後2時30分

# 埋もれ火を訪ねて

地域に業績を残した下田の人々

『下田年中行事』を著した平井平次郎



平井 平次郎

神戸市立博物館に『下田年中行事』の一部の写しが所蔵されています。御庭番（※注）が集めたそうで、江戸幕府による情報収集に舌を巻いた覚えがあります。

江戸時代の下田について、丸ごと記録してあるのが、平井平次郎の著した『下田年中行事』87巻です。天保14年（1843）9月、畢生の大仕事を完成させた平次郎は翌10月、69歳で死去しました。

『年中行事』87巻の内、第34巻は欠けており、残り全体のおよそ3分の1にあたる25巻には、しみなどの汚れ、一部欠損が見られます。特に第34巻前後の巻は、それが甚だしく、津波を潜り抜けての非常

持ち出しの際に、潮水につかったか、飛沫が掛かったためと思われる。ただし、これらは平成11年に補修済みです。安政東海地震（1854）後の大津波で、下田の町はほぼ全滅し、町会所（町役場の前身）にあった記録類も消滅しました。そうした危機的状況で、『年中行事』のみ守られたのは、町会所職員の本書へ寄せる思いの強さが背景にあったからでしょう。

資料・記録が消失することは、歴史の消失を意味することだとよく言われています。稀有の歴史記録『年中行事』はその逆の象徴的な例といえます。なお、私たちが折に触れて、この書を利用できるのは、森義男氏の翻刻に注いだ情熱とエネルギーがあったからこそということも忘れてはならないでしょう。

※注 8代将軍・徳川吉宗が設けた将軍から直接の命令を受けて秘密裡に課報活動を行った幕府の役職のこと。

（下田市史編纂室 佐々木忠夫）